

**Politic Chain Network**

**グレートビルダーズ**

**基本契約書**

# グレートビルダーズ加盟契約書

株式会社グレードビルダーズ(以下「甲」という)と\_\_\_\_\_ (以下「乙」という)は、乙が、甲が事務局本部として運営するグレートビルダーズ・メンバーシップ(以下「グレートビルダーズ」という)に加盟し、甲が本部として開発するシステムを利用して、事業を営むことに合意した、よってここに合意を証するため、グレートビルダーズ加盟契約(以下「本契約」という)を締結する。

## 第1章グレートビルダーズへの加盟

### 第1条[目的・精神]

甲は、乙が、本契約書・ガイドンス並びに甲が適宜策定する各種規定等を遵守してグレートビルダーズに加盟すること、グレートビルダーズが都度有償で、紹介・提供・開催するブランド商標・商品・ノウハウ・ツールアイテム・セミナー・研修会・研修視察旅行等(以下「コンテンツ」という)を利用して事業を営むことを許諾する。

乙は、乙の独自の先端技術工法・優良情報等を事務局本部に報告、グレートビルダーズとしての採用提案を行うことを通して、グレートビルダーズ加盟者の一層の発展を目指して参加するものであり、ノウハウの相互扶助の精神を原則とする会であることを確認し賛同する。

### 第2条[グレートビルダーズ専任エリア]

甲は、契約内容の表示 2 に定める地域を、乙の専任エリアと定め、乙のエリア内での活動を許諾・扶助する。

2. 甲は、他のグレートビルダーズ加盟者の営業拠点拡大にあたっては、乙の専任エリアを侵害しないよう調整に努めるものとする。

3. 甲は、乙の専任エリアに第三者の加盟を認めようとするときは、乙の事前の承諾を得なければならない。

### 第3条[コンテンツ専売の定義]

甲は、乙に許諾した専任エリアにおいて、乙が都度取り交わすコンテンツ(商標・商品・システム)利用確認書等をもとに、コンテンツを利用して事業化・受注・販売・施工するエ

リア専売権者であることを認める。乙の加盟している期間中は、同一エリア内で、乙以外の第三者にコンテンツを利用させないものとする。但し、乙が利用しないコンテンツ、又は乙の承諾がある場合はこの限りでない。

#### 第4条[コンテンツの使用許諾の前提]

甲は、乙が、グレートビルダーズの主旨を充分理解し、本契約書・ガイドンス並びに甲が適宜策定する各種規定等を遵守することを条件に、随時提供されるコンテンツの全部又は一部を契約期間中、有償で購入・利用することを許諾する。

2. 乙は、グレートビルダーズ会員の資格を失ったとき(中途脱会又は期間満了等)、商標・ツールアイテム・コンテンツの利用有効期限残の有無にかかわらず利用権を失うものとし、以後、一切の利用はできない。この場合、乙が甲に支払った費用の返還はないものとし、また乙が会員の資格を失ったことによって商標、ツールアイテム、コンテンツの利用権を失うことで生じた損害の賠償も行わないことを了承する。

#### 第5条[加盟者独立の原則]

乙は、あくまでも独立事業者であり、コンテンツの提供を受け、本契約書並びに各細則に規定する合意・約定・遵守事項にしたがって自己の判断と裁量で事業を営むものとし、会社経営・地域慣習・営業活動・実施工・クレーム等においては、自らの責任と負担において対処するものとする。グレートビルダーズ事業本部たる甲はこれらについて一切の責を負わないこととする。

#### 第6条[事業成功の無保証]

グレートビルダーズは、乙のグレートビルダーズ加盟、都度のコンテンツ提供、適宜開催の意見交換会等を通じ、情報の共有化、戦略商品の組織共用を図ることを本旨としており、乙の経営・事業成功を甲が保証するものではない。乙は、供受されたコンテンツ・ノウハウ等を効果的に活用・運用し、自ら営む事業に尽力するものとする。

#### 第7条[契約期間]

契約期間は契約内容の表示1に定める期間とする。

2. 甲もしくは乙が、本契約の期間満了の3ヶ月前までに、解約の意思表示を書面によってしなかった場合は、同一条件で更に1年間更新される。

## 第 2 章グレートビルダーズの費用

### 第 8 条[加盟金]

乙は、本契約締結後、甲からの請求をうけ遅滞なく契約内容の表示 3 記載のグレートビルダーズ加盟金を支払うものとする。尚、本加盟金は理由の如何を問わず返還しない。

### 第 9 条[グレートビルダーズ会費]

乙は、契約内容の表示 4 記載のグレートビルダーズ年会費を 6 ヶ月前払いで支払わなければならない。この年会費は事務局の運営経費等にあてるものとし、中途脱会の場合であっても返還しない。なお、年会費は毎年改定する。

### 第 10 条[コンテンツ利用・購入の手続・手順]

乙は、甲からコンテンツの紹介があったときは、その都度検討のうえ採否を甲に通知するものとし、採用の場合は、直ちにコンテンツ利用・購入の確認書を取り交わし、その定めにより遅滞なく費用を支払わなければならない。

## 第 3 章遵守事項、禁止事項

### 第 11 条[権利の帰属及び譲渡不可]

乙は、甲の提供するコンテンツ並びに付随して知り得たノウハウの一切の所有権が甲に帰属するものであることを承認し、甲から供与されたコンテンツの全部又は一部を、第三者に有償無償を問わず転売・利用させてはならない。また、名目の如何を問わず権利の対価としたと認められる行為も禁止とする。

### 第 12 条[乙の報告義務]

乙は、グレートビルダーズでの分析・コンテンツの開発のために、甲の随時の要請に従い、受注状況・マーケットの反応・競合の状況など報告しなければならない。

## 第 13 条[コンテンツの利用制限並びに漏洩の禁止]

乙は、契約期間中はもちろん、契約終了後であっても、次の各号に定めるコンテンツの一切の利用・漏洩をしてはならず、その他グレートビルダーズの運営を阻害する行為をすることを禁止する。

- (1) 契約内容の表示 2 記載のエリア以外での営業活動並びに販売・工事請負・施工業務。
- (2) グレートビルダーズ加盟名義人以外の第三者との共同利用、並びに情報を漏洩すること。
- (3) 甲の事前の許可を得ないグレートビルダーズ加盟名義人以外の乙と人的関係又は資本関係にある組織間での共同利用又は情報の漏洩。

## 第 14 条[コンテンツの利用方法並びに広告宣伝]

乙は、本契約書及びガイダンス、並びに甲が適宜策定する各種規定等を遵守し、コンテンツの精度を損なうことのないようコンテンツの趣旨に合致した利用・広告宣伝を行わなければならない。

## 第 15 条[コンテンツの防御・訴訟等]

乙は、コンテンツと誤解混同を招く恐れのある類似物を発見した場合、速やかに甲に通報しなければならない。

2. 乙は、第三者からコンテンツに係る訴訟又は紛争提起をされた場合には、速やかに甲に報告して甲の指示に従うものとする。単独での対応は一切行ってはならない。

## 第 16 条[コンテンツの相互開発]

乙は、乙の活動の範囲内における、先端・特殊工法の情報、コストパフォーマンスの優れた資材、専任エリア内でのトレンド、開発希望商品等を、甲に適宜報告するものとし、甲はこれをコンテンツの開発に役立てるよう努めるものとする。

2. 甲は、乙の適宜の企画提案・情報についてコンテンツとして採用の可否を検討し、採用に至った場合は、コンテンツに加工の後、グレートビルダーズに提供するものとする。この場合、甲は乙に都度の査定による採用の対価を支払うものとする。

## 第 17 条[競業の禁止]

乙は、グレートビルダーズと競合する事業に参加してはならない。

## 第4章グレートビルダーズ会員資格の喪失

### 第18条〔期間の満了〕

乙は、第7条に定める契約期間が満了したとき、グレートビルダーズ会員の資格を失う。  
この場合、あらためて加盟申請することはさまたげない。

### 第19条〔中途脱会〕

乙は第7条に定める契約期間中であっても、3ヶ月以上の予告期間をもって書面で甲に通知することによって中途脱会することができる。

### 第20条〔契約の解除〕

甲は、乙に以下の各号に該当する事実があった場合、相当な期間を定めて書面で是正等を促し、事実の改善・是正等がないときはこの契約を解除することができる。

- (1) 本契約書の規定に反する行為をしたとき
  - (2) その他グレートビルダーズ契約の主旨に反する行為をしたとき
2. 甲は、乙に以下の各号に該当する事実があった場合、直ちに書面による通知によってこの契約を解除することができる。
- (1) 前項各号の規定に該当し、グレートビルダーズに回復しがたい損害を与えたとき
  - (2) グレートビルダーズに競合する第三者と、合併などによって法律上もしくは事実上、地位が同一に帰したとき
  - (3) グレートビルダーズを害する目的の背信的行為を行ったとき
3. 前2項の場合、甲は、契約解除と併せて損害賠償の請求をすることができる。

### 第21条〔会員資格喪失にともなう措置〕

乙は、グレートビルダーズの資格を喪失したときは、コンテンツを使用する権利を将来に向かって全て失うものとし、引渡済のコンテンツをグレートビルダーズに返還しなければならない。また、既に支払ったコンテンツ利用・使用の費用は当然返還されない。

2. 第19条・第20条により、乙がグレートビルダーズの資格を喪失した場合、既に支払った会費は返還されない。

## 第 5 章 その他

### 第 22 条[合意管轄]

本契約に関する紛争は、甲の本店所在地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに、甲と乙は合意する。

### 第 23 条[信義則]

本契約書の規定、本契約書に定めのない事項について解釈疑義が生じたときは、甲乙互いに誠意をもって協議して解決を図るものとする。

## 契約内容の表示

1 契約期間 西暦 2010 年 1 月 1 日から西暦 2011 年 2 月 30 日まで

2. 加盟金 金 50 万円

3. 保証金

4. 参加費 1 ヶ月あたり 金 5 万円(税別)

※次年度以降、年単位で改定することがあります。

5. 特記事項

カンボジアに学校をつくる協賛金として、一棟建築毎に一万円の寄付をいただきます。

この契約書は弐通作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印して、各自壹通を保有する。

西暦 2009 年 12 月 20 日

甲 東京都中央区銀座 2 丁目 12 番地 3 ライトビル 5F  
株式会社グレートビルダーズ  
代表取締役 山田修司  
代表取締役 大澤成行

乙